事項を定めるものとする。

Щ

(趣旨)

山口県規則第四十四号

山口県研修医研修資金貸付規則

П

平成二十年三月三十一日

山口県知事

=井

関

成

2

山口県研修医研修資金貸付規則をここに公布する。

山口県研修医研修資金貸付規則 (医務保険課)

目

毎週火・金曜日発行

3月31日

平成 20 年 (月曜日)

2

て特定診療科の診療に従事しようとするものの申請により、その者に研修資金を貸し

付けることができる。 研修資金は、貸付けの決定に係る月から専門医研修を修了する日の属する月までの

貸付けの申請 期間又は貸付けの決定に係る月から三年を経過するまでの期間のいずれか短い期間 中、毎月、月額二十万円を貸し付けるものとする。

第三条 研修資金の貸付けを受けようとする者は、研修医研修資金貸付申請書 (別記第 ばならない。 一号様式)に次に掲げる書類を添えて、 知事が定める期日までに知事に申請しなけれ

- 医師免許証の写し
- 健康診断書
- 証明書) 年法律第百二十五号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の 住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあっては、外国人登録法(昭和二十七

専門医研修を行う公的医療機関等の管理者の推薦書(別記第二号様式)

前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第四条 (連帯保証人)

研修資金の貸付けを受けようとする者は、 連帯保証人二人を立てなければなら

ることができるものとする。 うとする者に父又は母があるときは、 独立の生計を営んでいる者でなければならない。 前項の連帯保証人 (以下「連帯保証人」という。) は、一定の職業を有し、 連帯保証人のうち一人は、その父又は母を充て ただし、 研修資金の貸付けを受けよ

第五条 知事は、 (貸付けの決定) 該研修資金の貸付けの申請をした者に通知する。 容を審査の上、研修資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当 第三条の規定による研修資金の貸付けの申請があったときは、その内

第一条 この規則は、公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するもの (以

下「公的医療機関等」という。)において小児科、産婦人科、麻酔科その他知事が指

定する診療科名 (以下「特定診療科」という。) の診療に従事する医師の充実に資す

るために行う研修医研修資金 (以下「研修資金」という。) の貸付けについて必要な

(貸付けの方法

第六条 前条の規定による研修資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、 度分に係る研修医研修資金交付申請書 (別記第三号様式) に保証書 (別記第四号様 式)を添えて、 知事に申請しなければならない。 直ちに当該年

医研修資金交付申請書に保証書を添えて、知事に申請しなければならない。 資金の交付を受けようとするものは、毎年三月三十一日までに、翌年度分に係る研修 研修資金の貸付けを現に受けている者 (以下「研修医」という。) で引き続き研修

第二条 貸付け 年法律第二百一号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に行われ るものをいう。以下同じ。)を行っている医師で、将来県内の公的医療機関等におい するために必要な専門的な知識及び技能の習得のための研修で、医師法 知事は、県内の公的医療機関等において専門医研修 (特定診療科の診療に従事 (昭和二十三

2

保証書には、連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。

事に届け出なければならない するときは、直ちに届出書(別記第五号様式)に当該事実を証する書類を添えて、 研修医又は研修資金の貸付けを受け終わった者は、次の各号のいずれかに該当 知

- 研修資金の貸付けを受けている期間中に専門医研修を中止したとき
- 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- 猶予を受けた場合にあっては、同項各号に該当しなくなったとき 第十一条第一項の規定により研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の
- 兀 事することとなったとき。 の診療に従事した後、休職し、 研修資金の貸付けを受け終わった後に県内の公的医療機関等において特定診療科 復職し、若しくは退職し、又は医師以外の職種に従

2 五 なければならない 連帯保証人は、直ちに前項の届出書に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出 研修医又は研修資金の貸付けを受け終わった者が死亡したときは、その相続人又は 本人又は連帯保証人の住所、 氏名、職業その他重要な事項に異動があったとき。

П

第八条 関する条例 (昭和六十年山口県条例第二号。以下「条例」という。) 第八条の二の規 号様式) により知事に報告しなければならない。ただし、貸付金の返還債務の免除に 定により研修資金の返還及びその利息の支払の債務の全部を免除された者について 療機関等において特定診療科の診療に従事している状況を従事状況報告書 (別記第六 この限りでない。 研修資金の貸付けを受け終わった者は、毎年四月二十日までに、県内の公的医

(連帯保証人の変更)

Щ

第九条 研修医又は研修資金の貸付けを受け終わった者は、連帯保証人を変更しようと 印鑑証明書を添えて知事に申請し、その承認を得なければならない するときは、連帯保証人変更承認申請書 (別記第七号様式) に変更後の連帯保証人の

(貸付けの取消し)

決定を取り消すものとする。 知事は、研修医が次の各号のいずれかに該当するときは、 研修資金の貸付けの

研修資金の貸付けを受けている期間中に専門医研修を中止したとき

心身の故障のため専門医研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき

死亡したとき

- なったと認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがなく
- の旨を書面により、当該研修医又はその相続人及び連帯保証人に通知する 知事は、前項の規定により研修資金の貸付けの決定を取り消したときは、

(返還の債務の履行猶予)

2

第十一条 知事は、研修資金の貸付けを受け終わった者が次の各号のいずれかに該当す を猶予することができる。 るときは、当該各号に定める期間、研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行

- 門医研修を行っているとき 専門医研修を行っている期間 前条第一項の規定により研修資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き専
- 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき その事由が継続する期間
- いて県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事しているとき 療科の診療に従事している期間 条例第八条の二第二項第二号に規定するやむを得ない事由が消滅した後、 引き続
- 2 由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。 うとする者は、研修医研修資金返還債務履行猶予申請書 (別記第八号様式) にその理 前項の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けよ
- (返還) の申請があったときは、 決定をし、その結果を書面により当該債務の履行の猶予の申請をした者に通知する。 知事は、前項の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予 その内容を審査の上、当該債務の履行を猶予するかどうかの

3

第十二条 由が生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内 (前条第一項の規定により研修 れた期間とを合算した期間内)に、利息を付して返還しなければならない。 資金の返還及びその利息の支払の債務の履行が猶予されたときは、一月と当該猶予さ 研修資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事

- 第十条第一項の規定により研修資金の貸付けの決定を取り消されたとき
- 二 県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間中に死亡し、 一項第二号に該当するときを除く。)。 は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき(条例第八条の一 第又
- 三 研修資金の貸付けを受けた期間が終了した月の翌月の初日から起算して研修資金 満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に達する見込みがな い事由により、 の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間を経過する日までの間に、やむを得な 通算して、 研修資金の貸付けを受けた期間に相当する期間 (その期間に 県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間

2 研修資金を返還すべき日までの期間の日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて計算 した金額の合計額とする。 前項の利息の額は、毎月の研修資金の額にその月の研修資金の交付の日の翌日から くなったとき(条例第八条の二第一項第二号に該当するときを除く。)。

(遅延利息)

第十三条 研修資金の貸付けを受け終わった者は、正当な理由がなくて研修資金を返還 すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日 合で計算した遅延利息を支払わなければならない までの日数に応じ、返還すべき額 (利息を含む。) につき年十四・五パーセントの割

(返還の債務の免除の申請等)

第十四条 条例第八条の二の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の免 除を受けようとする者は、研修医研修資金返還債務免除申請書(別記第九号様式)に その理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない

- 2 があったときは、その内容を審査の上、当該債務を免除するかどうかの決定をし、そ の結果を書面により当該債務の免除の申請をした者に通知する。 知事は、 前項の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の免除の申請
- 3 の支払の債務の額に乗じて得た額とする。 の貸付けを受けた期間に相当する期間で除して得た数を研修資金の返還及びその利息 終了後に県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間を研修資金 務の免除の額は、 条例第八条の二第二項第二号の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債 研修資金の貸付けを受けた者が、 研修資金の貸付けを受けた期間の

(期間の計算)

Щ

第十五条 条例第八条の二第一項第一号及び第二項第二号並びにこの規則第十二条第一 あるときは、その日の属する月)から公的医療機関等において特定診療科の診療に従 医療機関等において特定診療科の診療に従事することとなった日が月の十五日以前で 項第三号及び前条第三項に規定する県内の公的医療機関等において特定診療科の診療 月数による。 くなった日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月)までの期間の 事しなくなった日の属する月 (公的医療機関等において特定診療科の診療に従事しな 機関等において特定診療科の診療に従事することとなった日の属する月の翌月(公的 に従事した期間の計算は、研修資金の貸付けを受けた期間の終了後に県内の公的医療

(その他)

第十六条 定める。 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、

別に

附 則

この規則は、 平成二十年四月一日から施行する。

游 1 2 3 3 3

添付書類
1 医師免許証の写し
2 健康診断書
3 住民票の写し (日本の国籍を有しない者にあって
3 住民票の写し (日本の国籍を有しない者にあって
3 住民票の同動事項に関する市町村長の証明書)
4 専門医研修を行う公的医療機関等の管理者の推薦
5 その他(
1 大枠内は、記入しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

有しない者にあっては、 忖長の証明書) 関等の管理者の推薦書

外国人登録法の規定による外国人登

注備

₩ 40

別問 等 研修修了予定年 月日 医師免許の取得年月E 連 住 所 1 号樣式 規則第3条の規定により、 빢 非 画 ₩ 뺆 籴 # 山口県知事 下記のとおり研修医研修資金の貸付けを受けたいので、 公的医療機関 の名称 所 在 t 民主職 民主職任 家族の状況 焦氏生 研修開始年月日 続柄 年 年 (第3条関係) Ш 且 旦 Æ 燕 所。名日 战名日業所 战日業 书 业 旧及び登録番号 窜 加 関係書類を添えて申請します。 痂 併 併 年齡 疧 望 弁 回 Ш 併 劒 팵 貸付 貿 Ш Ш 쏊 貸付希望 期 間 貸付希望 金 額 回 田 且 串 牃 t 決定 ₩ 釖 譜者 併 立 槑 劐 Ш Ш ᆁ ₩ 宝 務 뺆 田 祖圖 疝 疝 年年 山口県研修医研修資金 眦 疝 光 맫 坦 坦 月月は Ш 年度 併 40 画 年 紦 肥 肥 肥 艦 덧 田 併 国国内別の記・ Ø Ø Ш 資付 巾 Ш 田 吗 加 噩 けを受ける者として適当であると認めるので、 2号樣式

(号

外-22)

山口県知事

蒸

(第3条関係)

淮

雟

眦

年

田

Ш

下記の者は、山口県研修医研修資金貸付規則の規定に基づく研修医研修資金の貸付

公的医療機関等

炒 严

冭 勘

在

管理者の氏名

田

備光 凩 用紙の大きさは、 加 日本工業規格 A列 4 とする。 # 併 田 Ш 弃 町 缈 妣 # ቯ

四

 $6\,$ 条第 $1\,$ 項の規定により、関係書類を添えて申請します。 交付申請に係る年度分 山口県知事 下記のとおり研修医研修資金を交付されるよう、山口県研修医研修資金貸付規則第 ₩ 尖 빪 卍 蒸 金 槑 醠 巾 卑 銢 医研 「修資 쌝 串 申請者 交付 年度分 ---年度 郵便番号 温譜書 祖嗣 金 徭 严 伯 併 併 併 月まで 月から 田 絶(Ш (11) Ш 田 加

第4号様式 (第6条関係) 以紙付 人はけり棚りの棚 籴

第3号様式 (第6条関係)

빰

金の借入れについて、同人と連帯して債務を負担します。 上記の者に係る下記の山口県研修医研修資金貸付規則の規定に基づく研修医研修資 借受人 期 便 居 用 死 名 名 住 氏

半 乖 MI 半 田 盤

山口県知事 蒸

連帯保証人 Ħ 郵便番号

併

田

Ш

* * ***价**

郵便番号 住 所

連帯保証人

形

" " "**你**

(11)

添付書類

連帯保証人の印鑑証明書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

第6号樣式 (第8条関係)

扙 況 撒 业 11111

従

年

田

Ш

蒸

郵便番号

報告者

街 民

严 色

語語 絶)

規定により報告します。 下記のとおり診療に従事していますので、山口県研修医研修資金貸付規則第8条の

쌝

盟		公		### ###		却
ш		従事開始年月日		>療の従事先		[付決定番号
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 山口県知事 様		診療科名	合	所在地	
公的医療機関等	を証明します。	#				
所 在 港 名 参 管理者の氏名		Э				年頭
民 书 答 允		ш				継
ョ						加

- 報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- この報告書は、 毎年4月1日現在で記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

六

串

燕

빼

画 非 籴 畔 \succ 贫 圕 展 嵺 ₩

1111

併

田

Ш

要住氏、便便 服息 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 电压力 語語

 \equiv

機し

K

要住氏、便便便是不要。 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 工工 电压力

画

の規定により、関係書類を添えて申請します。 下記のとおり連帯保証人を変更したいので、 変 更 前 の 連帯保証人 山口県研修医研修資金貸付規則第9 祖嗣 機し 偨

쌝

変更後の連帯保証人 阻 変更前の連帯保証人氏名 鴐 立 決 顕 # æ, 闸 卍 併 細 匣 ⊞ 牃 \square ±6**1**€ 疋 巾 併 Ш Ш 年度 莊 刪 艦 맮 말 毗 回 Ø 細 巾

빱 ₩ \succ 卌

収紙付

印っ藤

寉

구무 >

期便 便 是 是 是 是 是 是

上記の者に係る山口県研修医研修資金貸付規則の規定に基づく研修医研修資金

円については、同人と連帯して債務を負担します。

併 回

Ш

山口県知事 蒸

添付書類 変更後の連帯保証人の印鑑証明書 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。 変 更 後 の 連帯保証人

(11)

郵往氏

第8号樣式 (第11条関係)

研修医研修資金返還債務履行猶予申請書

併

回

Ш

山口県知事 燕

申請者 $\widehat{\mathbb{H}}$ \mathbb{R} 伽 疋

郵便番号

語画語

画 絶(

申請します。 よう、山口県研修医研修資金貸付規則第11条第2項の規定により、関係書類を添えて 下記のとおり研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行を猶予される

쀤

貸付決定番号 年度第号 賃付期間 年月1 貸付決定番号 年度第号 長間 日間 年月1 貸付総額金 日間 既に返還した金額金 年月1 返還の免除を受け金額金 日間 年月1 返還の免除を受け金額金 金 日間 毎日 日から 日間 毎日 日まで												
付決定番号 年度第号 号 付期間 年日月日年年月日日年年月日日日年日月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日									₽	革		#
付決定番号 年度第号 貸付期間 年月 付総額金 円板に返還した金額を受けた金額を受けた金額金 上金額 金 還すべき額金 円履行猶予申請額金 金]	+	ЭН		併				, ا		1 M
付決定番号 年度第号 貸付期間 年月月 付総額金 田 明に返還した金額を受けた金額を受けた金額 金 還すべき額金 田 原行猶予申請額金 金			Ĥ	目から		年				ħ		31
付決定番号 年度第号 貸付期間 年月 付総額金 円 既に返還した金額を受け金 金		胁	予申請	行猶	迅			胁		>.		闳
付決定番号 年度第号 貸付期間 年月 はい額令 既に返還した金額金		胁	142)	返還の5]			Ħ	Д Ж	35	3	
付決定番号 年度第 号貸付期間 年 月		胁	した	既に返過	В			♭	하	41)	Ì	IÈ.
年月か		h h			巾	継	中級			闩		(三)
	Д	ь.										

添付書類

事実を証する書類 研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けようとする理由となる

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4とする。

山口県知事 燕

研修医研修資金返還債務免除申請書

年

回

Ш

申請者 郵便番号

定 伯 画

絶((11)

語言語

よう、山口県研修医研修資金貸付規則第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。 下記のとおり研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の^{全部}を免除される

쌝

報

貸付期間終了 後の診療の従 事状況 免察 診療の従事先 従 返還すべき額 鴐 # 뺆 ## 立 # 浴 描 进 맲 ⊞ 噩 盤 離 刎 加 宝 半 疋 宝 癣 侑 年年 年年 年年 科 併 併 国国 月月 国国 加 夵 田 刦 田 田 貸付決定番号 Ш Ш 田まるので 田まなで ШШ 立 の表で 灎 で第日 日から 噩 併 併 月から 併 回 が が ま 継 月間 併 Ш 諞 巾

Щ

発発 行行 人所 山山 $\Box_{\,\Box}$ 県 知県 事庁

添付書類
研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする理由となる事実を証する書類
注 「貸付期間終了後の診療の従事状況」欄には、診療の従事先を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十年三月三十一日発行平成二十年三月三十一日印刷

定価 箇月 金二千七百円 (送料共)